第３章　子供の読書活動の推進体制等

Ⅰ　市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては，子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は，子供の読書活動を一層推進するため，教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者の連携，協力[13]によって，横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては，推進法第９条第２項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており，その際，可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては，市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市 100%，町村 70%以上とすることを目標としていた。しかし，市町村推進計画の策定率（平成 28 年度末）は，市 88.6%，町村 63.6%であり[14]，とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように，市町村推進計画の策定率は，市及び町村のいずれも改善しているが，第三次基本計画で定めた目標には達しておらず，地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては，基本計画及び都道府県推進計画を基本として，市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが，これには，都道府県による支援や助言が必要とされている[15]と考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても，基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら，市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い，必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

[13] 例えば，市町村において民間団体等と連携して行われる取組として，「ブックスタート」や「家読（うちどく）」等がある。（第４章Ⅱ（２）参照）
[14] 平成 28 年度「「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査」（文部科学省）
[15] 市町村推進計画が未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると，未策定の理由として「人材が不足している」，「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多い。（平成 28 年度「「子ども読書活動推進計画」策定状況調査」（文部科学省））また，「子供の読書活動推進に関する有識者会議」においても，「市町村推進計画を策定し，これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

Ⅱ　都道府県の役割

都道府県は，市町村と同様に，子供の読書活動を一層推進するため，教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者の連携，協力によって，横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は，市町村に対し，図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに，他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に，課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については，多数の高等学校を所管する立場から，市町村と連携しつつ，施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては，推進法第９条第１項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており，その際，可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成 29 年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが，基本計画の見直しの状況を踏まえながら，都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い，必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

Ⅲ　国の役割

国は，本計画に基づく施策を推進するため，関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに，都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国は，国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために，都道府県，市町村，民間団体等と連携し，「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や，優れた取組の奨励を図る。

国は，都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には，子供や子供の読書活動に関する現状のデータ，優良事例（読書に関わる主体の連携による取組，子供同士の取組，教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに，必要な助言を行う。なお，スマートフォンの普及や，それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等，子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており，これらは，子供の読書環境にも大きな影響